

文献紹介

J. S. ロジャーズ『イギリスにおける商事法の発展

—手形が紙幣となるまで—』

(川分圭子訳，弘文堂，2011年1月30日発行)

楊 枝 嗣 朗

(一)

従来、イングランド手形法の成立は以下のように理解されてきた。為替手形の「流通性」(「手形の善意有償所持人 bona fide holder は、手形の支払義務を負う者が、手形が振り出された原因関係の取引に関して行いうるすべての請求やほとんどの抗弁から保護されるという意味」2頁)は「普遍的な善」であり、中世以来、いわゆる商人裁判所において商慣習法(Law Merchant)として容認されてきた。この商慣習法に常に敵対し「債権譲渡」を認めようとしなないコモン・ロー裁判所に対して、「自由に譲渡可能な債務証券に対する商業の普遍的必要に応じ」(9頁)て、手形の流通性を容認させたことが、手形法成立の核心的内容である。

本書は、このようなホールズワースやホールデン、ポイテル等に代表される手形法に関する伝統的記述である「流動性の神話」がほぼ完全な誤りであり、代わって、「手形所持人が引受人や振出人に対して手形を執行させる権利—原因関係の為替取引で発生していた債権債務とは全く独立した権利—を持つ」に到る手形法成立の理由を、13世紀以降19世紀に到る時代の主要な商取引方法であった委託販売システムにおける近代初期に見られた為替／約束手形に関する商業実務の変化に求めた。このことは手形法成立の理解を全面的に書き換えたばかりか、イギリス近代金融史や貨幣信用論の再構成をせまるだけに、本書はまさに聖像破壊的とも言える画期的な著作である。

(二)

本書の構成は以下の通りである。その内容を見ていこう。

序

第1章 中央裁判所，商事法，商慣習法

第2章 初期の為替業務・商業実務

第3章 初期の為替取引—私法

第4章 初期の為替取引—公法と政策

第5章 為替取引から為替手形へ—商業実務の変容

第6章 商慣習 (custom of merchants) と為替手形法の発達

第7章 17世紀の大陸法学者と為替手形法

第8章 譲渡性 (transferability) と流通性 (negotiability)

第9章 18世紀の為替／約束手形法

第10章 融通手形 (accommodation bill) の問題

結論

第1章。17，8世紀以前には商事紛争は定期市や主要都市の地方自治体の，いわゆる「商事裁判所で執行されていた商慣習法として知られる別個の法体系によって」審理されており，商慣習法は「コモン・ローとは別個の，商業上の慣習に基づいた実体法の体系を形成していた」(20頁)と理解されてきたが，これは完全な誤りである。それらの裁判所は「たまたま商業が盛んな地域に設けられた総合的司法権を持つ地域的裁判所」であって，「商事裁判所」という用語を適用することはできない(24頁)。他方，コモン・ロー裁判所も商慣習法に関わる訴訟を審理し，商慣習法の裁判手続や法を適用していた。ただ，法的記録が訴訟手続の種類(「計算訴訟」)によって分類されていたため，膨大な荘園等の計算訴訟のなかに埋没して見えなかつただけである。

第2章。中世にあつては「収益の返送」は商人にとって重要な問題であり，為替契約の執行手段である為替手形は，旅商時代から「定住商人体制への移行と委託販売システム(コミッション・システム)の発達が可能にした新しい収益返送の仕組みに起源を持つ」(34頁)。為替取引には遠隔地間に居住す

る4人の当事者が必要とされ、例えば、ロンドンに売上代金を返送したいフランドルのステーブル商人A（金銭交付者 deliverer または remitter）はフランドルで必要な資金を求めるマーサーB（金銭受領者 taker）に金銭を供与する代わりに、Bのロンドン代理人Cを支払人、Aのロンドン代理人Dを受取人とするBからC宛に振り出された為替手形を受け取る。そして、この為替契約でのCのDへの支払い義務は、AからBへの金銭授与に基づき、C、DはA、Bの代理人に過ぎず、手形代金の支払いは、引受の後でさえも振出人によって取り消され得た。

第3章。ロンドン市長裁判所でのバートン対デイヴィ訴訟（1437年）は、ボイテルやホールデンらによって為替手形の自由な譲渡性を承認した証拠とされてきたが、裁判の詳細には「原因関係の取引で生じた債務とは独立して、証券に署名したことだけによって法的責任を負う」（50頁）といったことを示す証拠は一切見られず、「訴訟原因は為替手形ではなく原因関係の為替貸付取引から生じた債権債務に基づいている」（51頁）。すなわち、「支払人の責任は、支払人の代理人が支払人自身のために借入れをしたという事実にも全面的に根拠を持っていた」のであって、「当時為替手形が独立した法的重要性を持つものとみなされていなかった」（66頁）。この点は、海事裁判所での訴訟や、さらにはコモン・ロー法廷での為替契約の訴訟に於いても一切、差異は見られない。「商慣習法とコモン・ローの間には想定されてきたような不一致は存在しない」（72頁）。

第4章。大陸での為替をめぐる論争は、為替契約による収益が徴利であるかどうかをめぐる倫理的のものであった。徴利は確実な利得であるのに対して、為替取引では、利子が為替相場の中に隠蔽されているのでないかと疑われながらも、貸し手は為替相場の予期せぬ変動により損失を被ることもありうるという収益の不確実性から徴利取引とされず、為替取引は教会によって容認されていた。他方、イングランドでは徴利は、16、17世紀、すでに高利制限法によって容認されていたので、憂慮されるほどのことでもなく、むしろ、外国商人の行う為替取引の乱用や為替相場の操作によるイングランド貿易の衰退が焦眉の課題とされ、為替取引規制が提起されていた。

アームストロング、ウィルソン、マリズら重金主義者のそのような主張

は、1620年代のミスルデンやマンとの為替論争で打破されるが、従来、マリ
ンズの著書『商慣習法 Lex Mercatoria』(1622年)は、法制史家によってイ
ングランド商事法に関する初期的文献とされてきた。しかし、彼の為替観が
中世以来の為替金融契約に根ざしていることからみても、手形法の萌芽を同
書に求める理解は深刻な誤りである。マリンズにとって為替取引が諸悪の根
源であるのは、「貨幣は市場の通常の諸効力に従って価格が変動する単なる1
つの商品」(95頁)になることにあった。別言すれば、「イングランドの経済
的災厄の源は、両替業者が貨幣本来の使用方法を放棄し、為替で価値対価値
の原理に従って価値評価しなくなったことにある」(95頁)というものであ
った。彼らは為替相場が金銀平価から乖離し、貨幣自体が変動する価格で取引
される商品になることを容認できなかったのである。

第5章。17世紀に入り、為替手形は為替契約から分離する(為替取引の時
代から為替手形の時代への移行)。前者にあつては「為替取引における法的義
務すべてが、金銭の引き渡しから派生し」(101頁)、「為替手形という手段で
実行されるだけである」(97頁)が、後者の時代には、「為替手形が振り出さ
れた原因関係の取引に存在する債権債務とは別個に、執行可能な法的義務を
負うことが十分に確立した」(102頁)。すなわち、「為替手形の作成は、その
手形がある為替取引に付随して振り出されたものであろうとなかろうと、執
行可能な法的義務を創出した」のである(129頁)。

では、なぜこのような移行が生じたのであろうか。ロジャーズは、17世紀
に為替手形による国際決済の仕組みが発達したことと、同様に国内の交易や
金融に内国為替手形が用いられるようになったことを挙げる(103-4頁)。す
なわち、国内外の交易で遠隔地間に形成される債権債務と、その決済に為替
手形が広範囲に利用される慣行の広がりである。そして、その支払決済に於
いて、引受信用が為替手形の最も重要な機能に発展すると、為替決済中心地
のアムステルダム引受商人(Commission Sale Marchant)やロンドン大
商人の引受金融の供与がこの隔地間決済システムの要となった(116頁)。

しかしながら、このような説明だけで「流通性の神話」を批判できるあ
らうか。すなわち、為替手形を発生させる典型的な取引である委託販売シス
テムは中世以来19世紀まで基本的な交易方法であり続け、中世においても為替

契約・為替手形は遠隔地間の決済の重要な手段でもあり、また、ジェノア、ヴェネチア、ブルージュ等の決済中枢都市も存在した。基本的な交易システムは連続しながらも、なぜ近代初期に為替手形は為替金融契約から分離し、為替契約の時代から為替手形の時代へと移行しなければならなかったのか。量的拡大が質的变化を生んだのか。いかなる不都合が生じたのか。為替金融契約の時代には為替手形は4名の当事者以外への手形の譲渡を想定されていないが、近代に入り多角的支払決済の広がりが為替手形の広範な流通を求めるようになるという想定では、「流通性の神話」とどれほど違うのかということになる。この答えは、次章で17、8世紀の商業／金融実務の変化とそれに伴う法的変化で答えているように思われる。

いまひとつ、為替手形が17世紀中葉以降、イングランドの銀行業務で重要な役割を果たすことになるが、ロジャーズは、銀行と銀行券の発達が手形法成立の主要な原因であるとはっきりとは断言できないと言う。言及されているわけではないが、手形の流通性の確立による外国為替金融（外国銀行業）から内国手形割引（内国銀行業）への銀行業の変容というデ・ローヴァーらの通説は受容されていない。

第6章。「為替手形が支払手段として受容されるには、もし支払人が手形を支払わなくても、手形の作成それ自体によって振出人が支払義務を負うことを、手形を取得した者に保証することが、重要である」が、手形支払の「法的義務が元々の金銭債務に基づくなら」、手形の転々流通は非常に難しい(130-1頁)。ロジャーズは、「問題は、通常考えられているように、請求権は法的に譲渡可能なのかどうかと、譲受人は抗弁を受けないかどうかではない。むしろ重要なのは、請求権がどのように定義されていたかである」(131頁)と言う。

そこで、ロジャーズは17世紀に入って見られた訴答方式の変化に着目する。16世紀後半から17世紀初頭では、為替取引をめぐる債権債務は「引受訴訟の訴訟方式」で行われていた。原因関係の為替取引の諸事実を述べ、その後、手形の「商慣習」についての主張が追加された。すなわち、「もし手形の支払人がその手形を引き受けたなら、・・・為替手形に名前が記載された者に対し手形に記載された金額を支払う法的責任を持つ」のは、「記憶できないほど昔

からイングランドおよび外国商人によって遵奉されてきた慣習である」(132頁), と。さらに17世紀30年代までの訴訟では, 17世紀初頭まで含まれていた金銭授受についての詳細には言及されなくなる。なぜ手形が振り出されたかについての情報は提供されず, ただ, 「商人の法と慣習に則って自著で手形に署名し引き受けたなら, …手形に記載された額を支払う責任があると, 申し立てる」(132頁)のみとなっている。さらに, 17世紀末までには, 「商慣習の長々しい詳細な説明が消滅し, 手形の振出し, 引受け, 不払いに関する個別の事実だけが残される」(135頁)。

それでは, このような訴答手続の変化はいかなる意義を有しているのか。16世紀後半, 引受訴訟では金銭授受の事実が主張されれば, 慣習について述べることなく勝訴となったが, しかし, それらの裁判は「業主同士が, 彼らの海外代理人/代理商が契約した為替取引で渡された金銭の回復を求めて争った訴訟だった」(139頁)。となると, なぜ慣習に言及するようになったのか。「商人たちは自己勘定で金銭を授受し, 代理人を支払人として返済のための手形を振り出し, 代理商は手形を引き受けたが, 支払いを拒絶している」ような場合, 「引受人の義務は, より古い訴訟においてほど簡単には説明できない。代理人が契約した借入金を業主が返済する義務は, 簡単に原因関係の債務に根拠を求めることができるが, 業主が契約した借入金を代理人に返済させる義務は, 約束にしか根拠を求められないからである」(139頁)。原因関係の為替取引での「金銭を返済する義務に, 法的責任の根拠を求めることができないような立場に被告がいた時初めて, 慣習の主張が用いられた可能性が高い。」「慣習の役割は, なぜ金銭受領者が支払い義務を持つのかを説明することではない。…むしろ, 慣習を訴状で述べる目的は, 実際には金銭や商品受領等の利益を受けていないが返済の約束をした者に, 原因関係の債務に対する法的責任を拡大することだったと思われる」(140頁)。

しかし, 間もなく, 1612年, 1636年の訴訟では「訴答の中にある商慣習への言及がなくなる。」これまで為替取引での金銭授受が主張されていたが, ここでは, 「主張された事実は, 被告が為替手形を振り出したかあるいは引き受けたこと, その手形が返済されなかったことだけである。つまり, この訴答方式の考案は, 法的手続において為替手形が為替契約から分離したことの現

れである。この訴答方式の出現こそ、為替手形法と呼ぶことが可能な法の集合の誕生を示していると言っても過言ではない」（140-1頁）とロジャーズは結ぶ。

法学ではこの説明で十分なのであろうが、経済史ではいまひとつ説明を要しよう。その点は、後述する。

第7章。イングランド為替手形法は「商慣習法」を吸収したという従来の発想には、大陸ヨーロッパの手形法の文献やイングランドでのその追随者の著作を基礎としており、「全世界の商慣習法の原理とルール」（ホールズワース）の影響を強調する意味もあるが、例えば、マリNZやフォーブスらの為替取引を為替金融契約と見る為替観や大陸では徴利との関連が重大な関心を引いていたことを考えると、そのような議論は成立しようもない。前章で見た17世紀の為替手形訴訟での「訴答方法に起きた変化」と「為替手形当事者の義務に関する実質的原理の変化」（170頁）との関連、および、その背景にある為替手形による国内外での多角的な決済システムの発展からみると、「イングランドでは、商事法は自国の正規の法体系の一部として発達した」（170頁）と言わねばならない。^{註(1)}

第8章。従来、債権は譲渡できないというコモンローの基本原則を克服するため、手形の善意有償取得者の権利を保障するための裏書を容認するルールの確立が手形法の中心課題とされてきたが、奇妙なことに善意有償所持人についての訴訟が提起されることは稀で、17世紀には裏書はいつの間にか「ありふれた慣行」になっていた。

こうした手形法の課題についての謬見は、論者の為替手形についての大きな誤解に基づく。彼らは手形は商品売買での貨幣節約のため商業信用（掛け売り掛け買い）を授受しあうことによって振り出され、商業流通で形成される商業信用の連鎖を辿って流通すると考えられてきた。したがって、このような想定のもとでの手形流通は「債権譲渡」禁止規定と鋭く対立することになり、「瑕疵担保責任や他の売買に関する法的抗弁」（198頁）が想定されるであろうが、中世以来近代に到る典型的な為替や為替手形取引では、そのような掛売掛買といった商業信用に基づく為替手形はほとんど存在しなかった。かくして、「手形法の発達において重要なのは債務証券が自由に譲渡できるシ

システムを可能とすることだといった先験的想定」(9頁)は、全くの時代錯誤であった。

近代の委託販売システムという商取引においては、手形は遠隔地に積み立てられた売上債権残高宛か、コミッション・マーチャントの引受金融に基づき「一種の融資として」手形を引き受けることを合意した者に対して振り出されたのであって、いわゆる商業信用(掛売掛買)とは関係がない。したがって、手形の譲渡は「旧来の債権譲渡に対する禁止を喚起する心配はほとんどなかった」し、「未確定の係争中の債務不履行に対する財産回復の権利を譲渡すること」でもない。ましてや、「引受によってのみ引受人が法的責任を負うという基本原理が債権の譲渡に関して問題を提起」することはなかったのである(177頁)。ホウルト首席裁判官も「裏書は、いわば、新しい為替手形である」とのべている。

第9章。流通性概念が強調されすぎた議論が商業実務に対する時代錯誤に基づいたものであったこと他に、いまひとつ、掛売掛買といった観点においては、「証券が支払のため渡される時点で、証券を受け取った者は、証券の支払いを期待されている者が証券を支払う法的責任がありまた支払能力があることを知っていたと前提している」が、しかし、17、8世紀の商業世界では、手形は引き受けられるよりずっと前に、「人から人へと譲渡されて」おり、「これらの証券を受け取るときには、それが支払われるかどうかは確実に知る方法はなかった」(201-2頁)。したがって、「手形所持人にとって決定的に重要な問題は、支払人が手形を支払うことに同意しているかどうかである」(202頁)。かくて、引受をめぐる問題は極めて重要であった。

従来の商業信用や為替手形取引の議論ではまったくと言っていいほど引受信用に関心が示されなかったが、「一種の融資」である引受信用は、内外の多角的支払決済システムの中で重要な役割を演じており、引受には条件付きや一部引受、さらには、手紙や口頭による引受も容認されていた。また、17世紀の商事の著作では、信用状について議論が重要な位置を占めていた。このような議論のあり方は、次章での融通手形の扱いにも関わる。

第10章。1788年、ランカシャのリヴシー＝ハーグリーブズ社が融通手形(競馬手形ともいう)の発行を繰り返し、債務総額150万ポンド(当時、イングラ

ンド銀行発券債務総額は約1000万ポンド)で破産したことを契機に、過剰な手形流通を抑止し融通手形を廃止するため、「真正手形原理 (real bill doctrine)」が強調されるようになった。この原理は、事実上、兌換が停止されていた正貨制限条例期に真正手形を割引いている限り、銀行券の過剰発行もインフレや金価格の上昇も発生しないのかどうかをめぐって争われた地金論争においても大いに議論された。特にイングランド銀行は、「真正手形原理の堅持により、安全で安定した銀行と通貨システムは完全に保証されると、熱心に主張した」(242頁)。18世紀末から19世紀第1四半期ころまで、「法制度は融通手形の使用を抑止するよう努力するべきなのか、それとも・・・中立的態度で手続を進めていくべきなのか」(248頁)が問題とされた。確かに「真正手形理論は20世紀に入ってもずっと経済思想に重要な影響を持ち続けた」(256頁)が、興味深い点は、イングランドでは融通手形を抑制しようとする政策的努力は早や1830年代にほとんど放棄されていたことである。

注(1) 17世紀20年代、フィリップ・ブルマキがアムステルダムとのコルレス関係に依拠しながらチャールズ1世の金融代理人のとして活躍していたことから明らかなように、イングランドのアムステルダム金融市場への依存関係からすると、すでに引受信用や為替手形の裏書譲渡が広範に展開していた多角的決済システムの中枢であったアムステルダム等、ネザランドからの影響は皆無であったのだろうか。R. de Roover, *L'Évolution de la Lettre de Change*, 1953, (拙訳『為替手形発達史』、『佐賀大学経済論集』第19巻1号, 第42巻2, 4, 6号, 第43巻1, 6号, 第44巻1号所収), V. Barbour, *Capitalism in Amsterdam in the 17th Century*, 1950, 1963, pp. 106-107, 123, Markus A. Denzel, *Handbook of World Exchange Rates, 1590-1914*, 2010, Introduction, pp. xii- cli, 参照。

(三)

以上、章毎にロジャーズの主張を見てきた。それでは、このようなイギリス商事法の研究が経済史や貨幣金融論にいかなる関わりがあるのだろうか。訳者川分氏の以下の指摘は、本書を翻訳された意図を語っておられるように推測される。「本書の事例調査は13世紀から19世紀初頭にわたるものであり、その間、委託販売システムが西洋の基本的な交易方法であり続け、為替手形はその交易方法に即して用いられていたことを、示している。これは、西洋

商業史上大変重要な事実の指摘である。西洋商業史では、為替手形についても、委託販売システムについても研究は行われてきたが、両者の関係性や、中世と近世、近代の交易方法の連続性などは、十分認識されてこなかったからである」(vii頁)。

本書の中心的論点は、この連続性の中での断絶を表すものが近代手形法の成立であり、なぜ為替手形は近代初期に中世以来の為替金融契約から離脱しなければならなかったのかということである。いくつかの論点について見ていこう。

ロジャーズは第5、6章で、「17世紀の為替手形訴訟の訴答方法に起きた変化は、手形の経済的・法的分析方法の変化が法的手続に現れたものだったことを示した。しかし、同じことを逆に述べても正しいだろう。つまり、為替手形当事者の義務に関する実質的原理の変化は、訴答ルールの変化の結果であった」(170頁)ことを明らかにした。そしてその背後には、国内的国際的多角決済システムの発展があることを論じた。委託販売システムという交易方法には変化がないにもかかわらず、なぜ、上記の変化が生じ、「為替手形はそれが振り出された取引から独立した法的効果を持つ」手形法を生み出したのであろうか。

評者は、17世紀に入ると、業主 (principal) と代理人 (agent) の関係が為替金融契約時代から大きく変容したことが関わっていると考えられる。中世メディチ商会の為替取組を見ると、手形振出人 (drawer, taker) と振宛人 (drawee, payor), 手形金額供与者 (deliverer, remitter) と遠隔地に所在する手形金額受取人 (payee) のそれぞれの関係は、ほぼ同一商会に属し、両者はパートナーか徒弟である。例えば、1463年7月20日にヴェネチアからロンドンに振り出された為替手形を見ると、手形金額の deliverer は、メディチ商会ヴェネチア支店のピエール・フランチェスコで、ロンドンでの手形金額受取人ジェラルド・カニガーニは、メディチ商会ロンドン支店のマネージャーである。他方、ヴェネチアでの手形振出人はバルトロメオ・ジョルジュとジェロニモ・ミカエルで、手形の振宛人のフランチェスコ・ジョルジュとピエール・モロシーノは、振出人のファクターであった。すなわち、deliverer と payee, drawer と drawee は、パートナーあるいは被雇用者の関係にあっ

た。「支店マネージャーは *fattori* か、または *compagni* かであった。ファクターの時には、彼らは通常、アタネーの権限を与えられ、商會を法的に代表していた。パートナーもまた、公正証書によって委任状を与えられていた」(拙著『近代初期イギリス金融革命』、ミネルヴァ書房、2004年、131頁参照)。

このように為替金融契約時代の業主と代理人の関係は同一利害の狭い範囲内にあった。イングランド商人、例えば、16世紀前半のプリストル商人ジョン・スミスや、16世紀半ばのロンドン商人ジョン・アイシャムの場合にも業主・代理人関係は同様である。例えば、バルチック・カンパニーの創設メンバーで有名なトーマス・克蘭フィールドは、1551年、ロンドンのマーサーであるヴィンセント・ランダルのアントワープ・ファクターとして活躍していたが、彼はランダルの娘婿であった。息子のライオネル・克蘭フィールドは、1590年、北ドイツ、ネザランドの貿易活動を手広く行っていたリチャード・シェパードの徒弟になったが、6年後、シュターデに派遣され、シェパードのファクターを勤め、同時に、叔父のウィリアム・克蘭フィールドのファクターともなっていた。著名なトーマス・グreshamの為替取引によく登場するリチャード・クログも、グreshamの徒弟であった(拙著、132-133頁参照)。

このような関係は、コルレス関係の急拡大を受けて、17世紀に入ると様変わりしていく。1630年代のイングランド北部カンバーランドの商人クリストファー・ローザーの商業文書に記載されている都市や町の名前からわかるように、彼の取引範囲は多岐にわたっている。イングランドのプリストル、カーライル、ペンリス、チェスター、コルチェスター、ダートマス、グリムスビー、ハリファックス、ノーサンプトン、ハル、ケンダル、ケズビック、ランカスター、リーズ、リバプール、ロンドン、リボン、ミドルハム、ニューカースル、ノリッジ、プリムス、セルフフィールド、ウワーキングトン、ローザー、アイルランドにはベルファスト、ダブリン、コーク、ウォーターフォード、ウェクスフォード、マンスター、カリックファーガス、スコットランドのエディンバラ、ダンフリーズ、マン島のダグラス、さらに、カナリー諸島、ハンブルグ、ロッテルダム、アムステルダム、ボルドー、ダンカーク、ラ・

ロッシェル等である。イングランド北部の地方商人すらかくも広範な取引関係を持ち得たことは、単にパートナーや徒弟関係を遙かに超える業主—代理人関係と引受信用により構築された為替手形流通のネットワークの存在なしには考えられない。

こうした広範な取引関係を持ちながらも、ローザーは外国為替手形を直接振り出すことはあまりなかったようである。それらはロンドン大商人や大陸にいるファクターに任せておけばよかったのである。ロンドンを中心とする引受信用のネットワークで結ばれたロンドン宛為替手形の取引は、イングランドのドメスティックな取引は言うに及ばず、アイルランド、スコットランドから、大陸ヨーロッパやカナリー諸島までの外国貿易部分をも包摂していたのであった（拙著、34-36頁参照）。

業主と代理人の関係、「為替当事者の義務に関する実質的原理」は、ヨーロッパ大の多角的決済システムのネットワークのもとでは、為替金融時代と大きく変化し、このことが「訴答ルールの変化」を生んだのではなからうか。為替手形は、もはや為替金融契約の遂行手段に止まることはできず、「原因関係の為替取引で発生していた債権債務とは全く独立した権利を持つ」（169頁）ものにならざるを得なかったのである。

以上のように解釈することで、近代初期に生成したイギリス手形法の土台が解明されたとすると、興味深いのは、戦後60年にも亘ってわが国で重視されてきた、いわゆる商業信用（掛売掛買）は信用制度の自然発生的基礎であり、それらを前提に銀行券生成⇒信用制度の形成を構成しようとするマルクス『資本論』の信用制度論の理解である。近代初期以来19世紀に到るも、存在もしない種類の商業手形流通を前提に信用制度の創造を云々する岡橋保氏や川合一郎氏を始めとする議論（法学では富山康吉「信用制度の法的側面」、川口弘・川合一郎編『金融論講座』第1巻所収、有斐閣、1964年参照）は、まったく空想の産物であったことになる。彼らが論じた商業信用（掛売掛買）に基づく為替手形流通など産業革命期にもまったく見られなかったのである。産業革命期における信用制度の発展による信用貨幣の創出（信用創造）でもって高利の重圧をはねのけ、産業資本が商人資本や貨幣資本を従属させるといったマルクス『剰余価値学説史』の主張も、まったくもって荒唐

無稽であったということになろう。まさに注目されるべきは、ヨーロッパ大の多角的支払決済システムの構築を可能にした近代初期の為替手形に見られた金融革命であった。産業革命の開始までイングランドには早や、商人達によって近代信用制度が構築されていたことの意味を問うべきであった（拙著、第4、5章参照）。

問題はこれだけに止まらない。『資本論』は、物々交換から商品貨幣を介する交換へ、さらに、掛売掛買による売買への展開をもって、貨幣論—価値尺度、流通手段、貨幣としての貨幣（貨幣蓄蔵、支払手段、世界貨幣）—を展開している。しかし、ロジャーズも言うように、近代になっても「人々はしばしば支払い手段として次々に手渡していくもの」など全く持っておらず、「社会内部や外部世界との間で行われる全取引を決済するに十分な量の正貨も正貨代替物も保有していなかった」（112頁）のである。このことは古代以来、変わらない。すなわち、取引には「どんな正貨も正貨代替物も伴わない」のである。古代からいわば「交互計算信用勘定」で交易ならびにその決済は行われていたのであって、貨幣論は、まず抽象的な計算貨幣の生成を説き、鑄貨なき信用取引の世界から論じられなければならない。商品貨幣論から始める理論に代わる貨幣論の再構成が待たれる（拙稿「現代貨幣と貨幣の起源」、『佐賀大学経済論集』第35巻5/6号、2003年3月、同「貨幣論の再生—貨幣の抽象性と債務性—」、同上誌、第40巻6号、2008年3月、同「メタリズム貨幣論の閉塞」、『愛知大学『経済論集』180号、2009年10月参照）。

最終章10章の融通手形の議論との関連で興味深い点は、通貨論争で還流の法則を重視する銀行学派の立場を擁護するわが国の貨幣信用論研究には、真正手形原理を支持する論者が多く見られることである。論者等は通貨学派を批判し、存在もしない商業信用に基づく手形流通を前提に理論を構築してきたためである。この点、対照的に『紙券信用論』の著者で、ロシア貿易商人であるソーントンは真正手形原理に批判的であった。

19世紀70年代以降にはイギリスでは内国手形流通が衰退し、ロンドン貨幣市場は、国際短資移動の手段である外国金融手形に支配されることになる（西村閑也『国際金本位制とロンドン金融市場』、法政大学出版局、1980年参照）。ロジャーズは、1882年制定のイングランド為替手形法の作成者 M. チャ

ルマーズ卿の以下の叙述を引用している。「イングランドでは手形は完全に自由度の高い paper currency (紙券通貨) に発展していった。フランスでは手形は商業取引を表象するものだが、イングランドではそれは単なる信用証券である。イングランド法は融通手形のシステムに完全な活動の自由を与えた。フランス法はそれを撲滅する努力を行っている」(256-7頁)。

イギリスが融通手形のシステムに完全な自由を与えたことは、国際通貨ポンドの覇権の確立という事態に深く関わっていたと考えるが、如何であろうか。かくして、「イングランドはひとつの梃子をもっており、それでもって世界を持ち上げることができた。その梃子こそ (ロンドン宛) 為替手形である」(1817年) との一節は、含蓄に富む (拙著, 序, 参照)。

ところで、この点に関連して、第4章でマリンズやウィルソン等、イングランド重金主義者が為替取引が正貨の金銀重量 (平価) に基づいて行われていない状況こそ、イングランド貿易の害毒であると見ていた点を論評して、ロジャーズは以下のように指摘していた。「為替金融の発達にともなった貨幣と金融に対する基本的概念・態度の変容の重要性を過小評価することはできない。実際、500年後の今でさえも、社会が貨幣を単なるモノと見なす概念に十分に慣れているかどうかは、完全にははっきりしない」(96頁)。1973年以降の変動為替相場制を「過去の純粹さからの墮落だと嘆き」、固定為替相場制への回帰を唱えているわが国の多くのドル危機論者を彷彿させる (岡本恵也・楊枝嗣朗編著『なぜドル本位制は終わらないのか』文真堂, 2011年9月参照)。

以上、本書は、手形法にとどまらず、広範な問題提起を含む。ただ残念ながら、伝統的見解で問題は解決済みと考えられるのか、わが国の商法学者の関心をあまり惹くこともなく、本書 (原書1995年出版) に言及したものは見られないようである。

川分氏の翻訳は、非常に読みやすく、さらに、商法の門外漢にも容易に理解できるようにと多数の訳注が付され、きめ細かな配慮がなされている。私はこの訳書によって、原書では理解が届かなかった多くの疑問を氷解することができた。謝意を表す。